

作業主任者技能講習会

科目	足場の組立て	木造建築物の組立て
日時	令和4年 10/23 (日)・24 (月)	11/6 (日)・7 (月)
会場	兵庫県中央労働センター (神戸市中央区下山手通 6-3-28)	
受講料	7,000 円	7,000 円
作業の種類	足場の組立て (令6条 15号) つり足場、張出し足場または、高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体、または変更の作業	木造建築物の組立て (令6条 15号の四) 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業
受講資格	①足場の組立て・解体・変更に関する作業に関し、満 18 歳になってから3年以上従事した経験を有する者 ②大学・高等専門学校または高等学校において土木・建築または造船に関する学科を専攻して卒業した者で当該作業に関し、2年以上の経験を有する者 <u>☆「足場の特別教育終了証」「とび1・2級技能検定合格証書」「とび科職業訓練指導員免許」のいずれかで受講要件を確認します。(コピー必要です)</u>	①木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業に満 18 歳になってから3年以上従事した経験を有する者 ②大学・高等専門学校・高等学校または中等教育学校において土木または建築に関する学科を卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立ての作業に従事した経験を有する者
講習内容	①足場の組立て、解体、変更等に関する知識 (7時間) ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 (3時間) ③作業者に対する教育等に関する知識 (1時間 30分) ④関係法令 (1時間 30分) ⑤修了試験 (1時間)	①木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取り付け等に関する知識 (7時間) ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 (3時間) ③作業者に対する教育等に関する知識 (1時間 30分) ④関係法令 (1時間 30分) ⑤修了試験 (1時間)
締切	令和4年 10月 12日 (水) 必着	令和4年 10月 26日 (水) 必着

※受講申請書は各組合・支部の窓口にあります。受講料を添えて申し込みをして下さい。

※足場の組み立て・木造建築物ともに定員 30 人。(定員に達し次第、締切とさせていただきます。)

(一社)全兵庫建設業協会 兵庫労働局登録教習機関 ※登録満了後も資格は有効です。

登録教習機関 登録番号 足場：兵労基安 第231号 登録満了：令和6年3月30日

木建：兵労基安 第232号 登録満了：令和6年3月30日